

---

プロジェクト リース

項目 IASB/FASB のリース・プロジェクト  
2014 年 1 月の共同会議のアジェンダ・ペーパー

---

### 本資料の目的

- 2014 年 1 月の国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）の共同ボード会議用に、以下のアジェンダ・ペーパーが両審議会の IASB と FASB のスタッフ（以下、「スタッフ」）から提出された。
  - Agenda Paper 3 / FASB Memo 261: カバー・メモ
  - Agenda Paper 3A / FASB Memo 262: 貸手の会計モデル
  - Agenda Paper 3B / FASB Memo 263: 貸手のタイプ A の会計処理
  - Agenda Paper 3C / FASB Memo 264: 借手の少額リース
  - Agenda Paper 3D / FASB Memo 265: 借手の会計モデル
  - Agenda Paper 3E / FASB Memo 266: 設例－借手と貸手の会計モデル
- 本資料の目的は、当該アジェンダ・ペーパーの内容を紹介することである。なお、参考資料として当該アジェンダ・ペーパーの抄訳（参考資料）を別添している。

### 各ペーパーで検討されている代替案の内容

- 以下に、各アジェンダ・ペーパーで検討されている代替案の内容及び記載されているスタッフの見解について記述する。

#### (Agenda Paper 3A / FASB Memo 262: 貸手の会計モデル)

- 貸手の会計処理モデルにおけるタイプ A またはタイプ B の分類について、以下の 3 つのアプローチを検討している。
  - アプローチ 1 - リースがオペレーティング・リースではなく実質的にファイナンスまたは販売であるか否かに基づき貸手のリースの分類（タイプ A かタイプ B）を行うアプローチ（すなわち、現行の US GAAP 及び IFRS の貸手の会計処理の基礎である考え方）である。このリースの分類は、リースが原資産の所有に伴うリスク及び経済価値のほとんどすべてを移転するか否かに基づいて行われる。
  - アプローチ 2 - このアプローチも、リースがオペレーティング・リースではなく実質的にファイナンスまたは販売であるか否かに基づき貸手のリースの分類（タイプ A かタイプ B）を決定する。しかし、このアプローチでは、売却益（または売却損）を生じるリース（一般的には、製造業及びディーラーである

貸手のリース)については、貸手は、原資産に対する支配を借手に移転する(すなわち、近日公表される収益認識基準における販売の要求事項を満たす)場合のみ、リースをタイプ A のリースとして分類する。売却益(または売却損)を生じないリース(一般的には、金融業である貸手のリース)については、アプローチ 1 と同様の方法で分類する。

- (3) アプローチ 3 - 貸手の事業モデルに基づいて貸手のリースの分類(タイプ A とタイプ B)を決定するアプローチである<sup>1</sup>。
5. 当該ペーパーにおいてスタッフは、アプローチ 3 については適切であるとは考えない旨の見解を記述し、アプローチ 1 とアプローチ 2 についてはスタッフの見解が分かれている旨が記載されている。

### (Agenda Paper 3B / FASB Memo 263: 貸手のタイプ A の会計処理)

6. 貸手によるタイプ A のリースの会計処理について、以下の 2 つのアプローチを検討している。
- (1) アプローチ A - すべてのタイプ A のリースについて 2013 年 ED で提案された債権・残存アプローチを適用する。
- (2) アプローチ B - 2013 年 ED で提案された債権・残存アプローチを適用せず、代わりに、考え得る若干の文言上の改善を条件として、すべてのタイプ A のリースに対して、現行の IFRS のファイナンス・リースの会計処理(現行の US GAAP の販売型リースの会計処理でもある)を適用する。
7. スタッフは、アプローチ B を採用することを提案している。

---

<sup>1</sup> Agenda Paper 3A / FASB Memo 262 の第 57 項では、貸手の事業モデルは「タイプ A の貸手」と「タイプ B の貸手」があるとしている。それぞれの事業モデルの特徴は以下のように記載されている。

- (a) タイプ A の貸手 - 期待するリターンを獲得するために、リースの開始時と終了時の資産の価値の見積りに基づいてリースの価格付けを行う貸手である。そのような事業モデルについて考え得る指標は以下のとおりである。
- (i) 貸手は、通常、資産を処分する前に、一度だけ(または、もしかすると二度)、原資産をリースする。
- (ii) リースに関連するサービスの価格付けが明確に別個に行われる。
- (iii) 貸手はリースの結果としてのみ(例えば、借手を識別した後にのみ)原資産を購入する。
- (b) タイプ B の貸手 - 貸手が資産を保有することを意図する期間全体(個別のリースの期間よりかなり長いのが通常である)にわたり原資産への投資の合計に対して期待するリターンを獲得するために、リースの価格付けを行う貸手である。そのような事業モデルについて考え得る指標は以下のとおりである。
- (i) 貸手は、原資産の経済的耐用年数にわたり複数回、原資産をリースする。
- (ii) 原資産が長期性の資産であり、大規模な有形資産の一部である場合がある。
- (iii) リースの価格付けが、リースから原資産に対する特定のリターンを獲得する期待によって決定されるのではなく、コモディティの価格付けにより近い。
- (iv) 貸手が借手に対して原資産に関連するサービスを提供しており、そのサービスの価格付けがしばしば、明確には別個に行われていない。

**(Agenda Paper 3C / FASB Memo 264: 借手の少額リース)**

8. 借手の少額リース (small ticket leases) について、以下の代替案が検討されている。
  - (1) リースのガイダンスの中で明示的に重要性の要求事項を提供する。
  - (2) 短期リースの認識及び測定の免除規定を拡大する。
    - (a) 短期の閾値を1年超に上げる。
    - (b) 短期リースの定義を変更し、リース期間の定義と整合させる。
  - (3) リースのガイダンスをポートフォリオ・レベルで適用することを容認する。
  - (4) 少額リース又は非中核資産のリースについて、明示的に範囲の除外を定める。
9. スタッフは、短期リースの定義を変更してリース期間の定義と整合させることと（前項の(2)(b)）、ポートフォリオ・レベルでの適用の容認（前項の(3)）について採用する見解を述べているが、その他の代替案（前項の(1)、(2)(a)及び(4)）については否定する見解を述べている。

**(Agenda Paper 3D / FASB Memo 262: 借手の会計モデル)**

10. 借手の会計モデルについて、以下の3つのアプローチが検討されている。
  - (1) アプローチ1 - 単一アプローチである。借手はすべてのリースを、ファイナンスを利用した使用权資産の購入として会計処理する。したがって、すべてのリースはタイプAのリースとして会計処理される（使用权資産の償却費はリース負債の利息とは別に認識される。）。
  - (2) アプローチ2 - 2本建てのアプローチの維持である。2013年EDの提案と類似のリースの分類方法とするが、リースの分類テストについての的を絞った簡素化と改善を提供する。すなわち、不動産以外のすべてのリースはタイプAのリースとし、大部分の不動産のリースはタイプBのリース（つまり、単一のリース費用の認識）とする。
  - (3) アプローチ3 - 現行US GAAPとIFRSと一貫したリース分類方法を用いた2本建てのアプローチである。既存のキャピタル・リース（US GAAP）／ファイナンス・リース（IFRS）の大多数はタイプAのリースとし、既存のオペレーティング・リースの大多数はタイプBのリースとする。
11. 借手の会計モデルにおいてどのアプローチが採用されるべきかについてスタッフの見解は分かれており、スタッフの見解はどれか1つを選択していない。

以上